

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1 予算担当課の課長等及び予算担当事業所の所長共通の項第6号中「, 管理者が別に定める随意契約」を「, 管理者が別に定める随意契約に係るもの」に改め, 同項第7号中「管理者が別に定める物品等」を「管理者が別に定める随意契約に係る物品等」に改める。

別表第2 企画総務部長の項第11号中「, 管理者が別に定める随意契約」を「, 管理者が別に定める随意契約に係るもの」に改める。

別表第2 財務課長の項第5号中「, 管理者が別に定める随意契約」を「, 管理者が別に定める随意契約に係るもの」に改め, 同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること。

附 則

この規程は, 平成30年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)